

## むつ市議会第267回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

令和8年3月4日（水曜日）午前10時開議

### ◎諸般の報告

#### 【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第2号 むつ市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 第2 議案第3号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第4号 むつ市行政手続条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第5号 むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第6号 むつ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第7号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第8号 むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第9号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第10号 むつ市火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第11号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第12号 むつ市企業誘致促進条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第13号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第14号 むつ市中小企業経営安定化資金利子補給基金条例を廃止する条例
- 第14 議案第15号 むつ市視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例
- 第15 議案第16号 むつ市下北自然の家条例を廃止する条例
- 第16 議案第17号 むつ市観光遊覧船条例を廃止する条例
- 第17 議案第18号 むつ市過疎地域持続的発展計画について
- 第18 議案第19号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第19 議案第20号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第20 議案第21号 令和7年度むつ市一般会計補正予算
- 第21 議案第22号 令和7年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第22 議案第23号 令和7年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第23 議案第24号 令和7年度むつ市下水道事業会計補正予算
- 第24 議案第25号 令和8年度むつ市一般会計予算
- 第25 議案第26号 令和8年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第26 議案第27号 令和8年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第27 議案第28号 令和8年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第28 議案第29号 令和8年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第29 議案第30号 令和8年度むつ市魚市場事業特別会計予算

- 第30 議案第31号 令和8年度むつ市水道事業会計予算
- 第31 議案第32号 令和8年度むつ市下水道事業会計予算
- 第32 議案第33号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第33 議案第34号 令和7年度むつ市一般会計補正予算
- 第34 報告第1号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第35 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(令和7年度むつ市一般会計補正予算)
- 第36 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(令和7年度むつ市一般会計補正予算)
- 第37 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(令和7年度むつ市一般会計補正予算)

【請願上程、委員会付託】

- 第38 請願第1号 リサイクル燃料備蓄センターにおける貯蔵量確保に関する請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	高橋	征志	4番	濱田	栄子
5番	杉浦	弘樹	6番	櫻田	秀夫
7番	住吉	年広	8番	白井	二郎
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	野中	貴健	12番	佐藤	広政
13番	東	健而	14番	中村	正志
15番	井田	茂樹	16番	浅利	竹二郎
17番	岡崎	健吾	18番	佐々木	隆徳
19番	佐賀	英生	20番	大瀧	次男
21番	佐々木	肇	22番	富岡	幸夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山本	知也	副市長	吉田	真一
副市長	齋藤	友彦	教育長	阿部	謙一
公営企業 管理業者	吉田	和久	代監査委員	氏家	剛一
総務部長	松谷	勇	政策推進長	小笠原	洋一
財務部長	吉田	由佳子	市民生活長	石橋	秀治
健康福祉 部	斉藤	洋一	健つ推進 福祉	高橋	嘉美
こみどら 部 smile koffice にり所	菅原	典子	農林水産 部	一戸	義則
商工観光 部	山崎	学	まちづくり 推進部	木下	尚一郎
会管 理 計 者	中村	智郎	選挙 事務 局長	野坂	武史

監査委員局長	澁田剛	農業局長林部事務局長	立花一雄
教育部長	福山洋司	農委事務農水理	畑中涉
上下水道局長 市生活	小田晃廣	農委事務農水理	池田雅文
大畑庁舎長	松本邦博	農委事務農水理	山崎拓也
総務部長	立花幸一	農委事務農水理	鈴木明人
総務部長	佐々木大	農委事務農水理	菊池亘

事務局職員出席者

事務局長	上林妙子	次長	石田隆司
総括主幹	堂崎亜希子	主幹	佐藤孝悦
主任主査	瀬角朋也	主任	浜藤端快

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は21人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

2月26日に行われました工藤祥子議員の一般質問における不適切な発言につきましては、3月2日に開催された議会運営委員会で会議録を精査の上協議した結果、当該箇所について、これを取り消すことに決定しておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

## ◎日程第1～日程第37 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第2号

○議長（富岡幸夫） 日程第1 議案第2号 むつ市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。7番住吉年広議員。

○7番（住吉年広） 議案第2号 むつ市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について質疑させていただきます。

条文の第6条に、「保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」という記載がありますが、正当な理由とはどのようなものなのかお示してください。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

法第6条に規定する正当な理由に該当するものとして、施設の定員超過により受入れが困難な場合や、保育士等職員の確保が困難な場合、施設の受入体制など、こどもを安全に保育できる環境が確保できない場合が考えられます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） ありがとうございます。受入れが困難とか、また保育士がそろっていないとかという部分は分かりました。であれば、正当な理由に該当するか、その判断する基準というのは市がチェックするのか、もしくはこの施設に一任するのか。また、そのような理由に該当する場合に、保護者が申込みに来て、受入不可となった場合の対応策や、何らかの代替策へのご案内はあるのか。また、そういった案件が生じたときの相談窓口は検討されているのかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

利用の申込みを受けたときの拒む理由については、保育施設によるものだとは思いますが、この条例や様々な基準に合わせて保育施設で判断することとなると思います。

その利用ができなくなった場合につきましては、事業者とも連携を図り、他の施設を紹介するなど、速やかに利用を開始できるように市としてもサポートを行っていきたいと考えておりますの

で、そういう場合には市のほうにご相談いただければ対応したいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 分かりました。それでは、今実施を予定している施設に対して、拒否せざるを得ない場合の理由を明確に周知することはもちろんなのですが、何よりやっぱり大切なのは、申込みした保護者が拒絶されたと受け止めて、孤独感や疎外感を深めてしまわないことだと思っております。断らざるを得ない場合でも、例えば次はいつなら空いているのか、またほかに受入可能な施設はないかといった代替案も提示するなど、具体的に寄り添った案内、対応の指針を作成して、各施設へ周知徹底すべきと考えますが、市の見解をお伺いします。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

利用者が嫌な思いをしないように、市としても対応が必要だとは考えておりますので、今後事業者等とも相談しながら検討していきたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） これで住吉年広議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第3号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第2 議案第3号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例を議題と

いたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第4号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第3 議案第4号 むつ市行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第5号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第4 議案第5号 むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、

お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第6号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第5 議案第6号 むつ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。12番佐藤広政議員。

○12番（佐藤広政） 議案第6号 むつ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、今回これを改正する本質的な理由というのは何なのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

改正の理由ということでございますが、これまで本条例におきましては、市の普通財産及び物品に関して、他の地方公共団体や公共的団体等が公用もしくは公共用または公益事業のために利用する場合などに譲与や無償貸付等ができる規定となっており、国は対象となっておりませんでした。そのため、国を追加することで対象範囲を拡充し、特定の行政目的として利用する予定のない公共施設等の有効な活用を推進するため、本条例を改正するものでございます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） それで、今回改正することによって、対象の財産等々が今現在存在しているのか、例えば誰からか何かしらのお話があるのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） 現在特定の財産について、国に譲与や無償貸付等をする予定はございません。公共施設等につきましては、施設維持管理費用や改修費用などの増加が見込まれることか

ら、むつ市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の再編等について検討しているところです。

普通財産等の有効な活用を図ることが公共施設マネジメントの推進や今後の財源対策において重要となりますことから、譲与や無償貸付等の適用範囲について拡充するものでございます。

○議長（富岡幸夫） これで佐藤広政議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第7号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第6 議案第7号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。1番佐藤武議員。

○1番（佐藤 武） 議案第7号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

今回の条例の改正というのは、新しい制度についてなのですが、この新しい制度を簡潔に説明すると、どういう内容になっているかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

少子化が急激に進行しておりますことから、令和5年12月に国が策定しましたこども未来戦略加速化プランにより、若い世代の所得向上へ向けた取組や、全てのこどもと子育て世帯を支援するため、総額3.6兆円のこども・子育て支援の拡充を

行うことが決定されました。子ども・子育て支援金制度は、その財源の一部として各医療保険の保険料と併せて子ども・子育て支援金を徴収し、国へ拠出するために創設された制度となっております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 国民の命と健康に関わる公的年金を子ども・子育ての財源にすることに、私は怒りを覚えているのですけれども、これは国がやっていることなので、市に直接それをぶつけるわけにはいかないのですが、これやっていけないことだというふうに思っています。

そこで、市民にどのような影響があつて、市としてどのような対策を考えているかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

影響と対策についてということでございますけれども、今回国民健康保険税に子ども・子育て支援金分が追加されることにより、被保険者の皆様の税負担が増えることから、子ども・子育て支援金分で追加となる分と同程度を基礎課税分で減額する税率改正を行うことで、被保険者の皆様の税負担軽減を図ることといたしました。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 市のほうで、その負担が増えた分について軽減策を取るということでした。これは、やっぱり地方自治体としての役割を發揮しているのだと私は思っているのです。自治体独自でできることもあるし、国がやろうとしている政策について、市民に負担が多くかかった場合には、自治体はその軽減策を取るとするのは大変いいことだと思っておりますので、そこは大変評価しているのですが、この全ての公的医療保険に関わる子ども・子育て支援なのですが、公的医療保険全体も含めて、市としては特に国保の仕組みのところ

になると思うのですけれども、この変更について、市民にどのように伝えていくのか。広く分かりやすく伝えていただきたいと思うのですが、どのように考えているかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

広報むつや市のホームページへの掲載等により、子ども・子育て支援金制度について、市民の皆様幅広く丁寧に周知を図るほか、国民健康保険被保険者の皆様には、令和 8 年度の国民健康保険税納税通知書発送の際にリーフレットを同封するなど、丁寧な周知に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで佐藤武議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第 7 号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 7 号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第 8 号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第 7 議案第 8 号むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第 8 号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 8 号は、

お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第9号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第8 議案第9号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第10号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第9 議案第10号 むつ市火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第11号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第10 議案第11号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第12号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第11 議案第12号 むつ市企業誘致促進条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、9番富岡直哉議員。

○9番（富岡直哉） 議案第12号 むつ市企業誘致促進条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

今回の改正では、適用対象事業所を新たに追加する内容となっておりますが、改正に至った背景と適用対象を拡大した具体的な理由について、また併せて適用対象となる条件として、市内企業と市外企業の出資比率等の条件についてはどのようなになっているのか、まずこの点についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） お答えいたします。

市においては、これまでむつ市企業誘致促進条例に基づき市外企業の立地を促進することで、産業振興と雇用創出を図ってまいりました。しかしながら、人口減少や地域経済の縮小が進む中、今後は企業を呼び込むだけでなく、いわゆるインキュベーション、地域内外の資源を掛け合わせて新事業や企業を立ち上げ段階から支援していく仕組みが重要であると考えております。このため市に

においては、むつ商工会議所、株式会社青森みちのく銀行、青森大学とともにむつ市産学官金インキュベーションプラットフォーム、通称CROSS QUADを設立し、産学官金が連携して地域発の新事業創出を支援する体制を構築いたしました。

今回の改正は、このプラットフォームから生まれる共同出資型の新法人についても、一定の要件の下で本条例の支援対象に加えることで、市外企業の技術、資本等を市内企業と結びつけた新たな産業の創出を後押しするために行うものであります。

出資比率等の条件についてであります。市内企業と市外企業の具体的な出資比率についての数値要件は設けておりません。これは、事業の性質や規模により最適な出資構成が異なるため、一律の比率を条例等で定めることは、かえって柔軟な事業形成を妨げるおそれがあると考えたためであります。

ただし、無制限に対象とするものではなく、プラットフォームの中において協議の上、支援対象とされた案件であること、市内に事業所を設置し、市外企業の資本、技術導入による地域産業の高度化、雇用創出や地域経済への波及効果が見込まれることなどを前提として市長が認定することとなります。したがって、実務的には事業計画や出資構成の妥当性を個別に審査した上で判断することとなります。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 分かりました。

それで、今回の改正では第2条の適用対象事業所の追加のみというふうになっておりますが、今回初めて市内企業が出資する法人が適用されるということを踏まえまして、これまででない新たな措置等は検討されなかったのか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） お答えいたします。

今回の改正は、市外企業が関与し、市内に新たな事業所を設置する雇用創出を伴うという点で、既存の企業誘致制度の目的と本質に一致していることから、誘致企業として認定することは合理的であると判断しております。そのため、新たな補助制度を創設するというよりも、現行のむつ市企業誘致促進条例の枠組みの中で類型を追加するという整理をしたものであります。

当市における誘致企業への支援制度は、事業所設置助成金、雇用助成金、事業所賃借助成金、さらには固定資産税等の課税免除など、一定程度体系的に整備されております。今年度設立したプラットフォームCROSS QUADから生まれる共同出資型法人につきましても、まずはこの既存制度の活用対象とすることが合理的であると判断いたしました。

なお、新たな支援制度を設けることも検討課題ではありますが、制度が過度に複雑化することや、財政負担の増大を避けるという観点から、まずは既存制度の枠内で柔軟に対応することとしたものであります。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 今回の改正は、市としてもこの企業誘致を積極的に進めていきたいという考えで改正したものであるというふうに認識しておりますが、本条例は促進条例ということもありますので、この改正を踏まえまして、市として今後どのように促進していくお考えであるのか、最後にお伺いをいたします。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） お答えいたします。

市の企業誘致に係る支援体制についてですが、本年1月に庁内横断的な企業誘致の推進体制を整備するため、むつ市稼げる地域推進本部を設置いたしました。本推進本部では、市長を本部

長、両副市長を副本部長とし、各部長級職員で構成する組織であり、企業誘致を市全体の重要施策として一体的に推進する体制であります。

企業誘致は、税制面、用地確保、社会基盤の整備、人材確保など、多分野にわたる課題が伴うことから、各部局が個別に対応するのではなく、推進本部において情報を集約し、方針を共有した上で、迅速かつ一体的に意思決定を行う司令塔的な役割を担っております。

このように、市においては条例に基づく制度面の支援に加え、庁内の連絡調整機能を強化することにより、スピード感のある支援体制を構築しているところであります。

○議長（富岡幸夫） これでは富岡直哉議員の質疑を終わります。

次に、3番高橋征志議員。

○3番（高橋征志） 企業誘致促進条例につきまして、一部重なる部分があるかもしれませんが、通告どおり質疑させていただきます。

4点ありまして、まず1点目ですけれども、今回の条例改正はインキュベーションプラットフォームを通じた案件であって、市内企業と市外企業が出資してできた法人に対して、企業誘致促進条例によって助成制度の対象とするものと理解しています。

インキュベーションは、先ほど部長からもご説明ありましたとおり、新規事業の立ち上げのときに使う言葉、これまで使われてきた言葉であって、厳密にはこれまでの企業誘致の形態とは異なると思います。なぜ企業誘致条例で受けるのか、別の条例や制度をつくって支援するべきではないのかという点について、まずお尋ねいたします。

2点目ですけれども、企業誘致を市においてどう定義しているのか、また今回の改正条例を適用する案件、つまりプラットフォームを通して出資してできた新しい法人は、今後むつ市として企業

誘致の実績としてカウントしていくのかどうかという点についてお聞きします。

3点目ですけれども、本改正条例が実際に適用となると想定されている案件はあるのかお伺いします。

4点目ですけれども、今回の改正案の条例第4条では、誘致企業の固定資産税と都市計画税の課税免除を規定しています。改正案では、今回のプラットフォームの出資案件をあえて課税免除の対象外としています。従来の誘致企業は、課税の免除を受けられるのに、このプラットフォームを通ずる案件は免除が受けられないという、この違いをなぜつけたのか、なぜプラットフォームを通じた案件が課税免除の対象外となるのかについて、その理由をお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） それでは、まず最初のインキュベーションの関係で、なぜ企業誘致条例で受けるのかというお尋ねにつきましてお答えいたします。

本改正で対象とする案件は、実質的に市外企業が出資、参画して、市内に新法人を設立し、事業所を設置するものでありまして、外部資本や技術等の導入を伴う点で、企業誘致としての性質を有しているものと認識しております。

本条例の目的は、産業の振興と雇用機会の拡大であり、その目的に合致するものであることから、制度上は企業誘致の一類型として整理することが適当と判断いたしました。

また、別制度を創設した場合、支援基準の二重構造や制度の複雑化が生じるおそれがあるため、制度の一体性、公平性を確保する観点からも、既存の条例の枠組みの中で対応することとしたものであります。

続きまして、市における企業誘致の定義、そして企業誘致の実績としてカウントするのかという

お尋ねにお答えいたします。本市における企業誘致とは、本改正により市外企業の単独立地に限らず市外資本や技術、人的資源などの外部機能を本市に導入し、市内に新たな事業活動の拠点を形成することにより、産業振興及び雇用創出を図る取組と認識しております。

繰り返しとなりますが、本条例改正で適用する案件につきましては、市外企業が出資、参画し、市内に新法人を設立するものでありますので、外部資本の導入という点で企業誘致の性質を有することから、制度上は企業誘致の一類型として整理するものであります。したがって、条例適用案件については企業誘致の実績として位置づけることとしております。

続いて、本条例の改正の適用を想定している案件はあるかというお尋ねにお答えいたします。本改正は、特定の案件を前提として制度を整備するものではありません。人口減少や地域経済の縮小が進む中、今後想定される共同出資型の新事業に幅広く対応できるよう、制度上の枠組みを整備するものであります。

その上で、先日発表のありました第1号案件につきましては、まさに本改正の趣旨に沿うものでありまして、市内企業と市外企業が出資し、本市に新法人を設立するものであります。

現状、CROSS QUADの中でも様々協議している案件がありますので、今後当該案件が条例上の要件を満たし、所定の手続を経た場合には、本条例の適用対象となる可能性があります。いずれにいたしましても、個別案件ごとに事業計画や効果を審査の上、判断いたします。

最後に、課税免除の対象外とした理由はというお尋ねにお答えいたします。CROSS QUAD案件におきましては、市内企業も出資主体となりますので、市内企業は既に市内に不動産を保有し、固定資産税を負担している場合もあることを

踏まえ、既存事業者との公平性を重視いたしました。このため、助成金につきましては対象とする一方で、固定資産税等の課税免除につきましては、従来型の誘致案件とのバランスを踏まえ、対象外とする整理を行ったものであります。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） それでは、再質疑をさせていただきますけれども、市内の企業と市外の企業との出資案件で、市内の企業がメインになると思うのですが、そういった市内の企業が新規事業を立ち上げたり事業を拡大するということが市が支援するという事は、私も異論はありません。ただ、だからこそ新しい条例や新しい制度で支援すべきなのではないかなというふうに思います。

これまで企業誘致でなかったものを企業誘致として扱って助成制度を適用するというのは、ちょっと避けるべきなのではないかなというふうに思っています。今新たに市が定義を変えて企業誘致とするようなもの、他の自治体でも同様の事例があるのでしょうか。あるのであれば、自治体名も含めて事例を紹介していただければと思います。

それから、先ほどの富岡直哉議員の質疑の中でも出資割合の話がありました。具体的に定めはつけるつもりはないということでしたけれども、言ってしまうと、市外の企業の出資割合が1%とか、5%でも対象となり得てしまうということで、そうすると制度の濫用というか、本来目指すべき趣旨とは違うところまでその支援が広がってしまうことになって、結局は最後予算の圧迫ということにもなりかねないと思います。

先ほどの答弁と少しかぶるのかもしれませんが、例えば出資割合が限りなく低くても、今の状態では企業誘致の適用事業所としてみなすのかという点についてお聞きします。

最後なのですけれども、先ほどインキュベーションプラットフォームの1号案件について、制度を適用するかどうか検討していくということでしたけれども、条例が公布の日から施行するという話に今なっていますけれども、以前発表された1号案件は、まだ事業として組成していないということなのではないでしょうか。もう発表されたので、あれはあれで立ち上がったものだと私は思ったのですけれども、条例はまだ公布されていません。3月定例会が終わってから、可決されて公布になると思いますので、その辺の順番がどうなっているのかというところを確認したいと思います。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） まず、最初のお尋ねにお答えいたします。

出資の関係で、他の自治体の事例等ということであると思いますが、青森県では、まず県内の企業、県外の企業、この出資比率が条例上50%同士であれば誘致企業として認定しております。ちょっとほかの自治体の事例は、多分ない、確認してありませんが、青森県の実例ですと50%と50%となっております。

ただ、この部分については、むつ市と違いがあります。その理由といたしましては、確かに県と連携して、歩調を合わせて進むことで効果的な事業推進を図れるということは認識しておりますが、全てにおいて、例えば県と同じくということはないと思っています。当然それぞれ環境、立場も違います。その中で、むつ市として今回この出資比率ということをあえて設けていないのは、先ほどの答弁のとおりなのですが、市といたしましては、この施策、総合経営計画の新たな産業の創出という施策の方向性、新たな形態のビジネスやIT活用型産業の創業を支援するとともに、既存企業による従来の枠にとらわれない積極的な取組を促し、新事業、新産業の創出に結びつく人材の

育成を推進するという方向性が示されておりまして、今回あえて出資比率を設けず、このCROSS QUADを通してむつ市なりのビジネスモデルというものを構築したいと考えております。

続いて、同じく比率を設けないことで、例えば1%と99%みたいな形の形式的になるおそれはないかというお尋ねではありますが、対象案件につきましてはCROSS QUADの中で協議をして、個別に認定する仕組みとなっております。そのため、事業計画、出資構成の妥当性、雇用の効果、地域経済への波及効果などを総合的に審査して認定することとしておりますので、形式的な参画のみで対象となるということは想定しておりません。

最後に、1号案件がこの条例に該当するかどうかというお尋ねにつきまして、先日発表した1号案件は、両会社が株主間契約を結んだという、要は新しい会社をつくるという、合意したという表明であります。そのタイミングに合わせてCROSS QUADでも発表したということになっております。そのため、実際にはまだ会社はできておりません。今後会社が設立されて操業を開始する予定となっておりますので、本条例前にどうこうということではなく、予定では新年度に入ってからという話は伺っておりますが、そのようなスケジュールであれば、今回の条例改正した誘致企業として認定されるものと考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 最後に、1点だけ確認をさせていただきます。

いろいろご説明いただきましたけれども、条例として明文化して制度化する以上、やはり特定の何かを支援するわけではなくて、やはり今後も続くわけですから、公平な形で支援を受けられるべきだと思いますし、これからいろんな方に条例が

目につくわけですから、その条件としても疑問が生じないような形であるべきだと思います。

出資の割合につきましても、やはり市外企業が1%の出資でも、助成を受けられる余地は残っているわけですね。それは、最終的にはプラットフォームの判断に委ねられるわけなのですけども、かなり恣意的な運用がなされる可能性があるのではないかなというふうに思います。なので、恐らく県はあえてその50%という比率をつけているのだと思います。

固定資産税の免除につきましても、市内企業と市外企業の関係だから、建物は既に持っているから固定資産税を免除しなくてもいいという話ですけども、行く行く考えていくと、出資し合っただけで新しい法人をつくるわけですから、新しい建物を建てる、新しい土地を取得して建物を建てるというのは、当然想定される話、むしろそれがあつたらもっとももっといい話になるわけなので、当然想定される話なのですが、そこを初めから可能性を排除するというのは、制度としてどうなのかなと思っていまして、先ほど制度の複雑化を避けるために企業誘致条例を改正するのだと、既存の条例を改正するのだという話でしたけれども、かえって制度が複雑化しているように思います。

やはり改めて制度をつくり直すとか、条例を新しくするとか、別枠でインキュベーションプラットフォームの活動を支援するべきだと思うのですが、今ちょっと立ち止まって、もう一回制度を見直して考え直すお考えはないでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まず、企業誘致促進条例の大きな目的のところをお話ししますと、「本市における企業誘致を促進するための必要な助成措置を講じ、もって産業の振興と雇用機会の拡大を図る」、これが企業誘致促進条例の1番の第1条に書かれていることとございまして、目的には合致

していると思います。

一方で、県の50%の出資の比率を設けていることは、具体的に申し上げますと、市外企業が大企業である場合、出資比率が50%を超えますと、税制、各種支援制度、親会社と一体で判断されることになりまして、結果として大企業扱いとなる場合がございます。その場合、当市はじめ地域の企業の皆さんが使われております中小企業向けの税制優遇措置補助制度の対象外となりますことから、不利が生じる可能性があります。その観点から、市といたしまして、新たに市内に企業が誘致される、そこに着目をして、誘致条例の産業の振興と雇用の機会の拡大、ここが果たされるならば、そういった要件を除外することによって企業誘致が促進されることに着眼しております。

一方で、高橋議員からおっしゃっていただいている1%のところでありませうけれども、そういった透明性がないのではないかというお話でありますけれども、ここにつきましては市だけで判断するわけではなくて、産学官金のプラットフォームの中で商工会議所、金融機関、青森大学、そして私たちが入っているオープンな場で議論しますので、1%の企業が企業誘致になるのかどうかというのは、それは何も可視化されていない場所で議論するわけではなくて、そういった場所で議論されることだと思いますので、そういったことには合致しないものと考えております。

また、税制のところでありませうけれども、今後もしもそういった企業がどういう形で誘致されるかは、常々対話をしながら企業誘致というのが行われますので、そこに税のところでは支障があるようであれば、また議会も含めて議論させていただければと思いますし、まずはこの地域に企業誘致が促進されて、産業の振興と雇用の機会の拡大をしていくということに目的を持って、必要があれば今後も議会の皆さんと議論を重ねて、むつ市内で

新たな産業が起こせるようにやっていきたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで高橋征志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。19番佐賀英生議員。

○19番（佐賀英生） すみません、ちょっと数点だけお伺いしたいのですけれども、この企業というのは誘致するときに、まずはきちっとしたリサーチ会社でその企業をリサーチするのか。

2点目、国内にある海外企業もいいのか。

3点目、海外から来てもいいのか。

4点目なのですけれども、例えばその企業が新しい事業を起こすときに、その工場なり事務所を造るときに、例えば防衛施設、原子力施設、その近辺の土地のどこに建ててもいいようなあんばいなのか。

ちょっとその4点だけお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） まず最初の、その案件の企業についてリサーチするのかというお尋ねにお答えします。

今回のプラットフォームにおきましては、4つの主体がそれぞれ地域の課題等を持ち寄り、併せて様々な企業の情報も持ち寄って、プラットフォームの中で地域課題を解決するためにどういう手があるかというところを協議しております。その中で、むつ市としても、商工会議所さんとしても、青森みちのく銀行としても、可能性がある企業へお声かけをしております。その段階で、どういう企業なのかということは情報共有して、それと市外の企業と市内の企業が出会うというか、マッチングできるかどうかという流れで進めております。

そのため、その情報を共有する段階でリサーチというか、どういう企業であるかというところは

把握している状況であります。

次に、海外からの事業というところでありますが、現状国内、国外、海外です。海外は駄目とかという形では考えてはいません。ただ、今後プラットフォームを運用していく中で、もしかすればそういう可能性もあるかもしれませんが、いずれにしても目的は先ほど市長答弁したとおり、産業の振興と雇用の機会の拡大でありますので、その目的に沿うような流れで進めていくこととなります。

最後の防衛施設、原子力施設の周辺の土地等というところでありますが、こちらもプラットフォームの中で協議していくことにはなりますが、当然そういう場所に海外の企業を持ってくるかというところについては、なかなか想定しづらいところありますので、それにつきましてもプラットフォームの中で情報共有して、個別に案件を協議してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） 今ちょっと答弁漏れあったのですけれども、国内にある海外企業が来るかという、それも1つ答弁お願いします。

今、例えばさっきから産学官金4つの部分で情報共有しながら調べていくと。多分この中で一番情報量が多いのは、銀行さんだと思うのです。海外、例えばリサーチかけるにしても、その4つが本当にどれだけ細かくいけるかと。情報共有というのは、共有するのは、それは僕だって共有できますけれども、きちっとしたものを探さなくてはいけないと。

その立地状況にしても、今、日本の法律からいくと、海外の企業が来ても、土地を売れないこともないし、まだ決まっていませんのでとか、いろんな怪しい案件もちょっと耳に挟んでいますので、そこら辺のところ、再度聞くのは、国内で海外の企業が来れるのか、そこだけもう一つお願い

します。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まず、先ほど答弁漏れありました海外の国内法人が対象になるのかということでありまして、対象になると思います。

また、もう一個は海外企業を止める手だては、市にはございません。一方で、これは企業誘致促進条例ですので、相談があった場合に一緒にやっていくということですので、勝手に市内にある土地を買って産業を立ち上げられても、私たちに止める措置はありませんので、そういった認識をしております。

一方で、企業誘致促進条例にのるような企業が一緒にやる場合に、情報をしっかり取れるかということをお問われているのだと思いますので、金融機関になくても、市になくても、帝国データバンクをはじめとする企業を調査する手法は様々ありますので、もちろん市としてもそういったものを活用しておりますし、必要な案件に応じて、現在交渉している企業の皆さんは、金融機関の中で取引のある企業なので、ある程度ことは分かっていると。一方で、佐賀議員からお伝えいただいている、海外問わず、よく分からない会社が来たときどうするのだということだと思っておりますので、そういった際にはリサーチ会社を通じて、その企業がどういう意味を持ったしっかりとした会社かと言われると、それぞれ財務状況ですとか、事業の内容ですとかということをお調査するのだと思っておりますけれども、そういったことも含めてしっかりとリサーチをしながらやっていきたいなと思っております。

一方で、繰り返しになりますけれども、市に相談なく企業が立ち上がった場合には、なかなか止める措置がないというのが現状だと認識しております。

○議長（富岡幸夫） これで佐賀英生議員の質疑を

終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第13号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第12 議案第13号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第14号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第13 議案第14号 むつ市中小企業経営安定化資金利子補給基金条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第15号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第14 議案第15号  
むつ市視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条  
例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
すので発言を許可します。14番中村正志議員。

○14番（中村正志） 議案第15号 むつ市視聴覚ラ  
イブラリー設置条例を廃止する条例について質疑  
をさせていただきます。

これ視聴覚ライブラリーを廃止するわけです  
が、この開設の経緯を見てみますと、当時高額で  
あった教材といえますか、それらを下北郡の市町  
村で共同購入するために昭和45年に青森県下北地  
方視聴覚教育協議会が立ち上げられて、その後昭  
和55年、協議会から、むつ市が代表する形でこの  
視聴覚教材等を購入する今のむつ市視聴覚ライ  
ブラリーになったというふうに認識をしております。

そこで、今回廃止するに至った要因について、  
最近の状況も含めましてお聞きしたいと思いま  
す。

また、廃止後の視聴覚教材というのはどのよう  
になるのか。そしてまた、この廃止後の下北地域  
町村との関係はどのようになるのか、併せてお聞  
きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） まず、廃止に至った要因  
についてお答えいたします。

むつ市視聴覚ライブラリーは、学校教育及び社  
会教育に必要な視聴覚教材を整備活用し、視聴覚  
教育の振興を図るために設置してまいりましたが、  
近年のデジタル化、映像コンテンツの利用方法  
の変化等により利用実績が減少し、今後活用さ  
れる見込みが少なくなったこと、教材のDVDを  
図書館に移管したほうが有効活用できると推測さ

れることから、教育委員会として廃止する結論に  
至っております。

なお、利用実績であります。今年度4月から  
8月までの期間で、延べ4人、実人数では2人、  
貸出点数は51点ですが、そのうち図書館が30点と  
なっております。

次に、廃止後の視聴覚教材等はどのように  
つきましては、利用可能なものは図書館へ移管す  
ることとしており、利用できないものは廃棄する  
予定としております。

最後に、下北他町村との関係ですが、青森県下  
北地方視聴覚教育協議会が平成31年に解散されて  
おりまして、その後むつ市視聴覚ライブラリーで  
活用してきたことは、議員ご説明いただいたと  
おります。ここ数年教材のむつ市以外への貸出し  
は、実績はございませんでした。また、令和7年  
11月の下北地方公民館連絡協議会会議において、  
廃止に向けた検討を行っていることをご報告した  
際にも、特にご意見等もなかったもので、影響は  
ないものと考えております。

以上になります。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 今後は、図書館のほうに  
ということなのでありますが、先ほども少し申し上  
げましたけれども、貴重な教材、特に16ミリの映  
画のフィルムなんか、今では大変貴重なものと思  
うのですけれども、そういうふうなものも含めて  
廃棄するもの、あるいは図書館へ譲渡されるとい  
いますか、受け継がれるものの、その廃棄、譲  
渡の手順とか、そういったものはどのようにやっ  
ていくのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 現在中央公民館のほうで、  
その所有しているものの確認を行っております。  
またそれらの情報を図書館と共有して、必要  
なものを精査している段階ということでございま

す。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） それは、ライブラリー自体は今年度で廃止ということですが、その作業というのはこれからも続けていくというふうな認識でよろしいですか。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 視聴覚ライブラリー自体につきましては、本年9月から貸出しを休止しておりました。物を確認したり、整理する期間を設けたということでございます。それから時間がたっていますので、ある程度の整理はしておりますので、整理がついたものは、廃止後、直ちに図書館へ移せると思っておりますし、まだ確認が必要なものがあれば、4月以降も確認していくという流れになるかと思っております。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第15号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第16号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第15 議案第16号 むつ市下北自然の家条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。3番高橋征志議員。

○3番（高橋征志） 議案第16号 むつ市下北自然の家条例を廃止する条例について、2点お聞きします。

今年度をもって廃止ということになるのですけれども、毎年利用されているのは、小学5年生の宿泊学習だということで、各学校における代わりの施設、来年度も宿泊学習はありますので、来年度の代替施設の検討状況はどのようになっているのかお聞きします。

2点目なのですけれども、今後市外の施設へ行くという学校も出てくると思います。教育委員会から各学校への支援は、どのようになっているのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） まず、小学5年生の宿泊体験学習についてですが、修学旅行前の宿泊を伴う集団行動の学習として、各学校の判断で行っている行事であります。各学校では下北自然の家の廃止を想定し、県内の別の施設を利用しての実施を検討されております。

また、教育委員会では令和8年度むつ市一般会計予算において、小学生自然体験学習推進事業をご提案しており、下北自然の家の廃止に伴い、保護者の新たな負担が発生しないよう、バス借上料等の移動に要する経費を支援したいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 少し確認ですけれども、その代替施設、下北自然の家の代わりの施設ということで他の施設に行くということですが、当然市外への施設というの、ある程度の余力がある施設というのは、むつ市内にありませんので、市外の施設で宿泊学習をやるという想定でいる学校もあるのかどうかお聞きします。

先ほど経費の話がありました。保護者の負担は発生しないという話でしたけれども、そのバス代が必要だということで、それは新たに学校に配当されている予算に対して、学校も負担を受けずに今できるということかという確認です。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 各学校が検討されている利用施設ですが、市外の施設、あと県内では県立、公立の下北自然の家に類する施設がありますので、そちらを検討されていると伺っております。

また、移動に要する費用の支援についてですが、新規事業として計上させていただいております。ですので、バス借上料のような移動に係る料金については、全額支援する内容でのご提案をさせていただいております。ですので、学校の負担も保護者の負担も生じないという案になっております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 一部の学校では、恐らく市外の県立の施設に、県立とか公立の施設に行くということだと思います。保護者の負担と経済的な負担と、学校においても負担は生じないということでした。

最後に、ちょっと提案を兼ねて1点質疑させていただきたいのですが、今後下北自然の家が廃止されて、一部の学校では市外の施設に出ていくわけですが、改めて下北管内で宿泊学習を継続することはできないかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

例えばですが、日中は管内のジオサイトで学習をして、宿泊は例えば市内のホテルを使うとか。やはり下北自然の家の一番の強みというのは、単なる自然ではなくて、やはり地元の下北の自然に触れ合って体験ができるということだと思います。やはりそこを大事にしたいと思っていて、市内のホテルを使うのであれば、宿泊という教育の目的も果たせると思います。

市外に出ていくと、当然下見ですとか、いろんな関係機関との調整ですとか、不慣れな土地だとか、先生方の負担も出てくるのではないかなと思っていて、今回施設を廃止することで指定管

理料が約9,000万円浮きますので、そこを例えば市内のホテルを使うということで公費で出したとしても、十分対応できるかなと思います。

下北自然の家という施設は維持できなかつたとしても……

（「質疑だぞ」の声あり）

○3番（高橋征志） はい。

下北の自然に触れ合うというところの目的は、達成できると思います。教育目的も果たせますし、下北の自然体験も残せるしということで、ホテルの空き状況とか、最後は学校の判断によるものだと思いますけれども、今後もし学校とか保護者からそういった要望があった場合、下北での体験学習を、下北管内での体験学習を引き続き行うというような予算立てを検討していただくことはできますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） まず、5年生のときの宿泊体験学習をどうするかというのは、各学校が考えられていることとあります。下北自然の家を廃止する方針を立ててから、昨年3月ぐらいから、学校の校長先生はじめいろいろ情報提供をして、事前にいろいろなくなったことを想定した準備をまいりました。その中で、各学校の判断で、多くの学校は市外の施設を利用する方向で検討していると聞いております。

また、中には市内で、人数は小規模の学校でしたけれども、市内で完結するような事業を考えているというところもございました。まだ学校として来年度の行事を発表していないので、この場では控えますが、そういった状況でありますので、我々が今新年度事業で小学生自然体験学習推進事業を提案するに当たっては、各学校がやりたい事業をできるようにまず第一に考えました。その中で移動の手段というのがやっぱり新たに負担が生じると、どこに行くにしても事業をやりづらいと

いう声があったので、それを受けて提案させていただいております。

繰り返しになりますが、事業の中身は各学校がしっかりと考えて実施されることだと認識しております。

以上になります。

○議長（富岡幸夫） これで高橋征志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第16号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第17号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第16 議案第17号  
むつ市観光遊覧船条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第17号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第18号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第17 議案第18号  
むつ市過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

すので発言を許可します。2番工藤祥子議員。

○2番（工藤祥子） 私は、下北半島の真ん中、超過疎地域に住んでいる者として、いつもこの議案について気がかりということで質疑してまいりました。

まず、1つ目としては、むつ市政は、むつ市総合経営計画に基づいて行われているということは承知しておりますけれども、この過疎地域持続的発展計画に示されている計画との関係性、また実施された特徴的な事例について、まずお聞きいたします。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） すみません、前計画との関係性、検証という意味合いで答弁させていただきます。

まずは、これまでの現行計画に基づきまして、過疎対策事業債を活用しながら取組を進めることにより、過疎地域のインフラ整備や産業の振興等に寄与する事業を実施することで、地域の活性化や人口減少の抑制等に取り組んでまいりました。その後、次期計画においても実行すべく引き続き継続してまいりたいと思っております。

2つ目として、特徴的事例ということでしたけれども、次期計画に記載されております特徴的な事業につきましては、まずハード事業につきましては、脇野沢流通センターリニューアル事業や川内地区公民館改修事業のほか、道路や橋りょうの整備事業などを予定しておりまして、またソフト事業につきましては、過疎地域におけるスクールバスの運行であったり、医師及び看護師不足等を解消すべく過疎地域における医療体制の維持、充実に係る事業などに取り組んでいくこととしております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） 過疎債の有利な点を活用して、

いろいろな事業が行われているということは承知いたしました。

そして、これまでの経験を含めて、そして総括をして、今度の新しい計画にどのように盛り込もうとしているのかということもお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） お答えいたします。

次期計画におきましても、引き続き財政的に非常に有利な過疎対策事業債を有効活用し、過疎地域における現況と問題点を踏まえながら、それぞれの地域で必要とされている事業を効果的に実施することにより、過疎地域の持続的な発展に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） 今いろいろ聞きましたけれども、調べていく中で、総務省の地域力創造グループ過疎対策室が出している令和5年、ちょっと古いですがけれども、過疎対策の現況を見てみると、過疎対策事業債の項目実施額で、産業の振興というのが全体の34.4%を占めているということは、私の理解が浅いところもあるかもしれませんが、ちょっと驚きでした。産業振興が全体の34.4%、そして次に交通対策が21.3%を占めているという、そういう結果に対して、もっと産業の振興というところに重点を置いて、今後取組できないものかなという、そういう新たな私の疑問というか、視点が生じてきたのですけれども、関連はしています、総合計画の下に行われているということで、それを補充する計画だということ、お金の使い方だということは私も理解はしていますが、これは答弁は求めませんが、全体の成功例等を……

○議長（富岡幸夫） 工藤祥子議員、答弁を求めないのは質疑しないでください。簡潔に質疑をお願い

いたします。

○2番（工藤祥子） はい。

これから全国の成功例を学んで、また質疑していきたいと思います。

以上です。

○議長（富岡幸夫） これで工藤祥子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第18号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第19号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第18 議案第19号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員に石倉司氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第19号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◇議案第20号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第19 議案第20号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年6月31日をもって任期満了となる人権擁護委員に佐藤功子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

ここで午前11時20分まで暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時20分 再開

○議長(富岡幸夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第21号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第20 議案第21号 令和7年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、14番中村正志議員。

○14番(中村正志) 議案第21号 令和7年度むつ市一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。

その中の民生費、生活保護費、扶助費の最高裁判決による扶助費追加給付7,937万5,000円についてお聞きしたいと思います。これの給付対象者の人数、それについてお聞きしたいと思います。この対象者のほう、完全に把握できているのかも含めてお聞きします。

また、この給付の時期、スケジュール、その方法について、併せてお尋ねをいたします。この給付対象者についてなのですか、これは対象者が俗に言う手挙げ式といいますか、申請をして受けられるものなのか、そうでなくても対象者には行政のほうから何も手間もなく戻される、給付されるものなのかお聞きしたいと思います。

○議長(富岡幸夫) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(斉藤洋一) お答えいたします。

今回の追加給付ですけれども、令和7年6月の最高裁判決におきまして、平成25年から平成27年にかけて実施された生活保護費の引下げが違法と確定したことを受けた対応でございますが、これに伴い国において、当時の消費実態に基づき基準

を再算定した結果、旧基準との間に生じた差額分を対象となる世帯に対し、遡及して給付するものであります。

給付対象ですけれども、平成25年8月から令和8年3月までの間に生活保護を受給していた世帯となりますが、今回の補正予算におきましては、現在保護受給中の世帯のみを対象としておりまして、令和7年12月末時点の1,234世帯、1,517名分を積算しております。

給付時期につきましては、3月中に国から提供されます計算ツールやシステム改修の完了を待っての対応となりますけれども、準備が整い次第速やかに事務処理を行い、3月末までには指定口座へ振込を完了したいと考えております。

また、現在保護受給中世帯への対応でございますが、生活保護制度に準じた職権による決定となりますので、特段の申請手続は不要となっております。

なお、既に保護を廃止した世帯への対応につきましては、今後国から事務指針や申請受付期間等が統一的に示される予定となっておりますことから、国の方針が示され次第、迅速かつ適正に対応が図れるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 今回の給付は、現在給付を継続されている方ということで理解をいたしました。そうしますと、今の説明ですと、例えば既に亡くなった方であるとか、現在給付を受けていない人は今後の話ということで理解をいたしました。

そうなりますと、今回のこの給付については、今健康福祉部長の説明にもありましたけれども、相当な事務負担というのがあったのかなというふうに感じました。今回の予算7,937万5,000円の事務負担分の経費といえますか、それも国のほうから

は出てきているものなのでしょうか。それとも、今回は給付金だけで、それ以外の事務については行政のほうでお願いしますよということなのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（齊藤洋一） お答えいたします。

今回7,937万5,000円という補正予算ですけれども、そのうち扶助費は7,897万6,000円となります。残りの需用費、様々な消耗品関係ですとか、あとシステムの改修委託料、そういったものが残りの金額になりますけれども、この事務費に関しては、全て国からの手当てということになりますので、一般財源による事務負担はございません。

扶助費につきましては、通常のルールにのっとって国から4分の3、市の負担が4分の1、市負担分につきましては普通交付税措置があるというふうになっております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、3番高橋征志議員。

○3番（高橋征志） 補正予算のうちのむつ市立学びの多様化学校整備事業費2億2,600万円につきまして質疑いたします。

この工事に当たっての国からの交付金の金額、それから今後県から配分されるであろう見込みの補助額、それから国・県からの支援を差し引いた最終的な市の負担が幾らになるのか、3点お聞きします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） お答えいたします。

まず、国からの交付金の額であります。文部科学省の学校環境改善交付金を活用する予定としており、7,820万3,000円を見込んでおります。

次に、県からとなりますが、県では令和8年度予算で対応いただく予定となっておりますが、学

びの多様化学校設置促進事業費補助として2,075万8,000円を令和8年度で見込んでいます。

それらを差し引いた最終的な市の負担の見込みということですが、県補助金につきましては、先ほど言ったように今現在県議会で審議中ですので、今定例会に提案しております補正予算額でご説明いたしますが、事業費2億2,602万7,000円に対して、国庫補助金7,820万3,000円、地方債1億4,780万円を見込んでおり、一般財源の持ち出しは2万4,000円となっております。

なお、地方債の交付税措置率は60%と承知しております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 市の財政が結構厳しいなというふうに日頃認識しているわけなのですが、やはり学びの多様化学校もそうですが、新しい事業、これから走るものに関しては、やはりこれからどの程度の経費がかかってくるのかというところも、我々も含めてしっかり見通しを持っておかなければいけないというふうに思っています。一般質問でも少し言いましたけれども、この予算を通すということは、事実上これが開校を決めたという判断になるかと私は思っています。これから先、あまり想定していなかった経費、把握していなかった経費というのが次々出てくるというのは、あまりよくないと思っています。

今回本体工事が2億2,600万円です。前回一般質問でお伺いした年間の維持管理経費は、およそ1,500万円だということでした。今後令和8年度の開校準備、それから令和9年度以降の経常経費として、ほかにどのような経費が幾らくらい見込まれているのかという想定をお聞きします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） お答えいたします。

まず、工事費や備品購入費を含めた施設整備費

は、合算しますと約2億6,000万円ほどとなっております。また、運営費、光熱水費、スクールバス運行費、これは一般質問等でお答えしましたが、約1,500万円、そのほか人件費に関わる部分でスクールサポーターと市職員の人件費やスクールバスの運行費などで大体2,100万円ほどを見込んでおまして、合計で運営費では3,600万円ほどを見込んでおります。施設整備費と運営費を合算しますと、約3億円程度となりますが、運営費については先ほど言ったとおり、年間3,600万円程度かなと今の時点で概算で考えております。

○議長（富岡幸夫） これで高橋征志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◇議案第22号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第21 議案第22号 令和7年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予

算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第23号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第22 議案第23号 令和7年度むつ市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第24号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第23 議案第24号 令和7年度むつ市下水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、

お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第25号～議案第32号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第24 議案第25号 令和8年度むつ市一般会計予算から日程第31 議案第32号 令和8年度むつ市下水道事業会計予算までの8件を一括議題といたします。

これより質疑に入りますが、先ほど一括議題といたしました8議案については、それぞれ区分して質疑を行いますので、ご了承願います。

まず、議案第25号 令和8年度むつ市一般会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番佐藤広政議員。

○12番(佐藤広政) それでは、令和8年度むつ市一般会計予算について質疑させていただきます。

まずは、今回の衆議院議員選挙による国の予算編成の遅れにより、むつ市の予算編成に対して影響はあったのかお伺いいたします。

○議長(富岡幸夫) 財務部長。

○財務部長(吉田由佳子) 当市の令和8年度当初予算におきましては、地方交付税や地方譲与税等の地方財政に要する経費については、国の地方財政対策に基づいて歳入を試算しておりますほか、国庫支出金等については事前に国から提供された情報等による所要見込額に基づいて計上しておりまして、予算編成時においては影響はなかったものと認識しております。

○議長(富岡幸夫) 12番。

○12番(佐藤広政) 影響はなかったということではございますが、国では今回122.3兆円で過去最大、また青森県ではまだ予算審議中ではございますが、22年ぶりに7,500億円超ということで、むつ市は昨年度より1%減の予算規模になっております。インフレで税収が増える中、市として積極

財政を考えているのか、また脆弱な財政基盤を危惧し、消極財政を考えているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） 国の令和8年度当初予算案におきましては、地方財政対策として地方交付税の伸び率を前年度比5.9%の増とするなど、地方に対する積極的な支出が盛り込まれており、青森県においても「しごと」、「健康」、「こども」といった3つの分野に重点を置いた過去20年で最大の予算案となっております。

これらを踏まえ、当市においては税収の増のほか、見込まれる国や県の財源を最大限に活用しつつ、既存の事務事業の見直しを徹底的に行うことで、歳出を削減する一方で保育料無償化事業をはじめとした44の新規事業を盛り込むことができました。

このことから、財政調整基金を取り崩さない予算編成とすることによって財政運営に配慮しつつ、将来を見据えた分野へ重点的に予算配分を行うなど、メリハリをついた予算になったものと考えております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） その中でも、例えば物価高騰、賃上げ、金利上昇等様々な増額要因、財政悪化要因がある中ではありますが、令和8年度予算編成にどのような影響があったのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） 令和8年度当初予算編成の過程におきましては、人件費や扶助費、公債費などの義務的経費のほか、委託経費などの物件費等が上昇することは予想しておりましたものの、これらの経費を削減することは非常に厳しいものでございました。

そのような中でも、国や県などの財源を有効に

活用するとともに、事務事業の見直しを徹底することで経費を圧縮し、財政調整基金を取り崩すことなく令和8年度当初予算の編成を行ったという点につきましては、一定の評価ができるものと考えております。

○議長（富岡幸夫） これで佐藤広政議員の質疑を終わります。

次に、3番高橋征志議員。

○3番（高橋征志） 当初予算につきまして、3点質疑いたします。

まずは、PDCAサイクルということが常々議会でも取り上げられてきましたけれども、予算編成に当たってPDCAサイクルを回すことで得られた成果につきまして、市の評価をお伺いします。

2点目ですけれども、子育て支援についてです。予算の記者会見の中で、子育て支援パッケージということが公表されましたけれども、新年度の事業展開に当たっての子育て支援施策に対する市の考え方、コンセプトのようなものをお伺いします。

あわせてなのですけれども、子育てのメニューの中でも、特に保育料無償化が大きいのかなというふうに思いますけれども、この財源がどうなっているのか。財源を入れた後の市の負担が最終的にどの程度となると想定しているのか、お聞きします。

3点目ですけれども、当初予算に占める義務的経費の割合が年々増えているというふうに思っています。令和6年度で言うと39.6%、令和7年度は40.7%で、令和8年度予算だと44.2%ということで、予算の硬直化といいますか、市の自由裁量が非常に低い状態になってきたというふうに思っています。これに対して今後どのように対応していくかと。つまり義務的経費が今後増えていくということ避けられないものとして、少なくとも自由裁量で何とか予算を組んでいくのか、それとも義務的経費をできるだけ抑制して、その

裁量の枠を広げていくという考えなのか、どちらかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） 私からは、1点目の予算編成に当たり、PDCAサイクルを回したことで得られた成果についての市の評価についてお答えいたします。

市では、PDCAサイクルを確実に機能させるため、庁内での内部評価に加えて、むつ市総合開発審議会による外部評価を実施しております。これらの評価結果を各所属へフィードバックし、予算編成へ反映させることで、各事業の質の向上を図っております。

その結果、令和8年度当初予算におきましては、既存の事務事業の徹底した見直しによる歳出削減を進める一方で、保育料無償化事業や、しもきたハイテクフードバレーをはじめとする44の新規事業など、将来を見据えた分野へ重点的に予算を配分することができたところでございます。これにより、将来投資と歳出抑制の方向性が一段と明瞭になり、メリハリのある予算となったものと評価しております。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） 子育て支援についての市の方針についてお答えいたします。

人口減少が進む中で、若い世代が将来に不安を抱かず、安心して子育てができる環境を整えることは、自治体運営における最重要課題の一つであり、子育て支援パッケージは妊娠期から高校生年代までを切れ目なく支援することを目的に、経済的負担の軽減、育児教育負担の軽減、こどもの成長を社会全体で支える環境づくりの3つの柱として総合的な支援体系として構築しております。

保育料や学校給食費の無償化、医療費の無償化、高校生の通学費負担軽減、インフルエンザ予防接種助成の拡充などは、家計に直接的に効果がある

施策であり、子育てに伴う経済的な不安を軽減するものです。

また、保育施設でのおむつ、お尻拭きの無料化や乳児等通園支援事業など、日々の育児の中で生じる負担を軽減する取組も重視しております。

さらに、キッズニア監修による地元のおしごと体験イベントの実施など、地域の企業や団体と連携した取組を進めることで、地域全体でこどもの成長を支える環境づくりにも取り組みます。これは、こどもたちが地域の魅力を知り、将来の夢やキャリアを考える機会を提供するもので、定住促進にもつながる重要な施策と位置づけております。これらの施策は、それぞれ対象や目的は異なりますが、全てが子育て世帯の負担を軽減し、こどもたちの健やかな成長を支えるという共通理念の下に体系化されたものです。

今後も子育て世帯の声を丁寧に伺いながら、必要な支援の充実と制度の持続可能性の両立を図り、子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

次に、令和8年度当初予算に計上しております保育料無償化事業の財源につきましては、現時点では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てることとしておりますが、先般青森県の令和8年度当初予算案におきまして、保育料をはじめとした新たな子育て費用を無償化する市町村に対しての交付金として保育料無償化等子育て支援市町村交付金が検討されており、県議会において審議されておりますので、今後の県の状況を注視してまいります。

また、市の負担額につきましては、保育料無償化の事業費が9,975万1,000円で、現時点で青森県から示されておりますむつ市分の交付金額が5,181万4,000円と伺っておりますので、市の負担額は4,793万7,000円と見込んでおります。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

令和8年度当初予算におきましては、人件費や扶助費、公債費といった義務的経費について、前年度と比較し、約12億4,000万円の増となっておりますが、扶助費の中には国等の基準で支出する経費以外にも市の基準で支出する保育料無償化事業や準要保護児童・生徒援助費などのように、市の施策として前年度から増額して支出する経費も含まれております。

市といたしましては、財源の確保のほか、事務事業の見直しの徹底により1億3,800万円の歳出を削減、普通建設事業についても前年度比約25億6,000万円減とするなどして、財政調整基金を取り崩さない収支均衡の予算編成を行ったところでございます。

今後におきましても、後年度に増額が見込まれる使用済燃料税の活用及び国や県などの補助金や交付金の獲得と併せ、引き続き事務事業の見直しに努めてまいります。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） まずは、子育てについてのなのですけれども、やはり人口流出というところを考えたときに、都市部との賃金格差が大き過ぎるところは問題だと思っております。地方において、多少の不便というのはあったとしても、お金がなければ生活できないというところがありまして、そこはやはり前回市長もおっしゃっていましたけれども、むつ市の問題というよりも、日本社会の構造的な問題だというふうに思っています。

そうはいつでも、入ってくるものが増えてこない以上は、出ていくものを減らして何とかするしかないかなと思っております。そういう意味でやはり子育て支援というのは重要だと思っております。

今保育料を無償化していただいたことには、本当に感謝しておりますけれども、さらにこの先、そ

ういった問題意識の上で、子育てについての今後の方針を伺います。

それから、義務的経費のことについてなのですが、やはり義務的経費がどんどん増えていくことによって、市が自由に使える予算の枠というのが限られてきます。だからこそ、その枠内で選択と集中が求められるわけなので、P D C Aだとか、E B P Mだとかというの、それがあくまで手段だということだと思っております。

公債費の中身を見ると、公債費は借金の返済ということになりますけれども、新年度の予算を見ると、公債費が年間46億9,700万円ということで、かなり大きいところを占めていますし、利子だけでも1億5,800万円増えて3億4,100万円ということになっています。しかも、この状態というのは、当然ですけれども、むつ総合病院の新病棟についてはまだ含まれていないという状態で、かなり公債費の負担が重いのではないかなと思っております。

減らすためには、やはり借入れを抑制していくというところが必要になるかと思うのですけれども、起債の借入れの抑制につきまして、市の考えをお聞きします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） まず、公債費の利率の上昇に対する対策ということでございますが、今年度から、令和7年度からは一部の市債について、従来の金融機関のほか、ほかの借入先も活用することで一部利率の低減を図るなど努めているところでございます。

次に、公債費の借入れの抑制ということでございますけれども、例えば防災食育センターでありますとか、危機管理センターのように、普通建設事業の実施に当たりまして、国や県の交付金や補助金の財源を有効に活用することで市債の発行を抑制するとともに、借入れを行う場合にも後年度

で交付税措置がある地方債を活用するなどして、市の借入れのほうを抑制してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） 今後の子育て支援の方針についてお答えいたします。

今後の支援策といたしましては、保護者の経済的負担の軽減につながる支援策について、引き続き協議を続けてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで高橋征志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第25号の質疑を終わります。

次は、議案第26号 令和8年度むつ市国民健康保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第26号の質疑を終わります。

次は、議案第27号 令和8年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第27号の質疑を終わります。

次は、議案第28号 令和8年度むつ市介護保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第28号の質疑を終わります。

次は、議案第29号 令和8年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第29号の質疑を終わります。

次は、議案第30号 令和8年度むつ市魚市場事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第30号の質疑を終わります。

次は、議案第31号 令和8年度むつ市水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第31号の質疑を終わります。

次は、議案第32号 令和8年度むつ市下水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第32号の質疑を終わります。

これで令和8年度むつ市各会計予算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号から議案第32号までの令和8年度むつ市各会計予算については、議長を除く議員21名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配信しております予算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

ここで、予算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 零時03分 再開

○議長(富岡幸夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました予算審査特別委員会において、委員長に佐賀英生議員、副委員長に富岡直哉議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◇議案第33号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第32 議案第33号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第33号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第34号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第33 議案第34号 令和7年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。3番高橋征志議員。

○3番(高橋征志) 議案第34号の補正予算についてお伺いします。2点お聞きします。

1点目ですが、今回2億2,000万円の増額補正となりましたが、今年度の除排雪経費の最終的な総額が幾らになったのかお尋ねいたします。

2点目ですが、財政調整基金の繰入額が総額9億2,900万円となっています。今回の補正により、財政調整基金の残高が幾らとなったのかお尋ねいたします。

○議長(富岡幸夫) まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長(木下尚一郎) お答えいたします。

2月末現在の除排雪経費の総額は、約7億6,000万円となっております。今後の除排雪作業等により、最終的な総額は増えることとなります。

以上でございます。

○議長(富岡幸夫) 財務部長。

○財務部長(吉田由佳子) このたびの追加提案による補正予算におきまして、財政調整基金の残高は約2億8,000万円となる見込みとなっております。

す。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 以前お尋ねしたときに、財政の話をしたときに、今年度末の財政調整基金の最終的な見込みは、計画が17億円、18億円だったのですけれども、それが下回って7億円程度だという話だったのですけれども、結局今2億8,000万円まで減ってしまったということで、かなり危険なのではないかなというふうに率直に感じました。

異常気象は、もう何が起こるか分からないような状態ですから、もし雪が今年のような降り方をしたら、もう来年は財政調整基金が枯渇という話にも当然なってくるような数字なのかなというふうに思っています。

今全国でも、やはり財政難の自治体が増えてきて、ニュースとかを見ると、市民サービス低下ですとか、公共施設の廃止だとかということで、市民説明会を行ったとかというニュースも最近見かけるようになりました。それらの自治体に共通しているのが、やはり財政調整基金が間もなく底をつきそうだというふうな話です。

当市の状況については、結局どうなのかと。今2億8,000万円まで財政調整基金が減ってしまいましたけれども、ほかの自治体と同じように市民サービスの低下だとか、公共施設の廃止だとか、手数料の引上げだとか、そういったところまで考えなければいけないような現状なのかどうか、財政の現状分析についてお聞きします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まず、今年度当初から現在まで、財政調整基金は約7億3,000万円減少してございます。このうち、約1億円は、昨年12月に発生いたしました青森県東方沖地震の被災者支援、また公共施設の災害復旧工事財源とするため、また5億2,000万円は年が明けてからの災害級の

雪の除排雪経費のために取り崩したものでございます。財政調整基金の残高が大きく減少した理由が、自然災害に迅速かつ緊急に対応するためであったということにご理解を賜りたいと存じます。

また、財政状況ということでございますけれども、市といたしましては、今年度多額の費用を要しました除排雪経費と災害関連経費につきまして、2月13日に青森県市長会と合同で、また2月24日には富岡議長とともに特別交付税及び防災安全交付金の増額に係る総務省及び国土交通省への要望を行っております。

また、今年度は需用費や旅費等につきまして、昨年11月以降、予算の執行凍結を実施しておりますこと、例年よりも不用額が多くなるものと想定しておりますことから、現在の財政調整基金の残高が決算時点の額となるものではないと考えております。

平成23年の豪雪、むつ市も経験しておりますけれども、その当時の財政調整基金、1,000万円ですと推移していきまして、10億円を超える除排雪経費がありましたけれども、そういった中でも特別交付税をはじめとする交付税をいただいて何とか乗り切った経験があります。

全国各地の状況も私も拝見しておりますし、県内の豪雪の状況を見ておりますと、10市あるうちのほとんどの市が財政調整基金が10億円を切っている状況になっております。これは、ほとんど災害級だという認識でございまして、そういったために財政調整基金は取っているという認識であります。

今回のような災害級の自然災害に対する支援というのは、国から適切にされるものと認識しておりますし、今後につきましては、令和8年度の当初予算でも財政調整基金を取り崩すことなく予算編成しておりますので、すぐに市民サービスが低

下するような予算の削減ということは必要ないと認識しておりますけれども、一方で先ほど来当初予算の審議でもいただきましたけれども、義務的経費も増えていますので、必要なサービスを維持しつつ、取捨選択はこれからもしていかなければいけないとは認識しております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 今回の繰り出しの大きな要因というのが災害級の大雪と地震というところですが、でもそうはいいながらも、市長もおっしゃっていましたけれども、そもそも財政調整基金というのは突発的な事案ですとか、不測の事態のために備えておくものなので、やはりいつまでも仕方がないで済まされるものでも当然ないというふうに思っています。

最後のお尋ねになりますけれども、財政の健全化、それから財政調整基金を安定的な状態に保つための今後の方策につきまして、最後にお聞きします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 方策と言われれば、令和8年度でも財政調整基金は取り崩しておりませんので、決算で災害級のことがなければ、きっと財政調整基金も積み上がっていくものと認識しております。

令和8年度予算、特に約49年ぶりの国民スポーツ大会の経費として10億円を超える予算がかかっておりまして、一般財源ベースでいくと3.5億円ということになりますので、それが令和9年度はありませんので、そういった意味では今後の推移とすれば、令和8年度が非常に厳しい予算編成だったということを確認していただけたと思います。

今後核燃税収入、使用済燃料の収入というのは年々増えていく想定にありますので、ほかの自治体では収入が増えていくものというのはあまり想

定されませんが、そういった財源もありますので、今までの事業を継続していければ、きっと歳入というのは増えていくことになりますので、財政調整基金も積み上がっていくと。

一方で、そういった中でも今回も保育料の無償化事業にチャレンジしておりますし、人口減少対策と地域の課題の解決ということにも取り組んでいかなければいけないと考えておりますので、財政調整基金で不要不急の事業を抑えつつ、災害級の対応ができる貯金も保てるように、今後も財政運営してまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで高橋征志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第34号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

#### ◇報告第1号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第34 報告第1号 専決処分した事項の報告についてを議題といたし

ます。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の質疑を終わります。

報告第1号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第2号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第35 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和7年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よっ

て、報告第2号は承認することに決定いたしました。

#### ◇報告第3号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第36 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和7年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第3号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は承認することに決定いたしました。

#### ◇報告第4号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第37 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和7年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第4号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、報告第4号は承認することに決定いたしました。

### ◎日程第38 請願上程、委員会付託

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第38 請願第1号 リサイクル燃料備蓄センターにおける貯蔵量確保に関する請願を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております請願第1号については、お手元に配信しております請願文書表のとおり、使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

### ◎散会の宣告

○議長(富岡幸夫) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月5日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、3月6日及び9日は予算審査特別委員会のため、3月10日から12日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、3月7日及び8日は休日のため休会とし、3月13日は付託議案等の審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 零時19分 散会